

事 務 連 絡
令 和 4 年 2 月 1 7 日

各都県タクシー協会会長 殿

自動車技術安全部長

「臨時休車に伴う運行管理者の選任の特例措置について」の一部改正について

標記について、自動車局安全政策課長から別添（令和4年2月17日付け、事務連絡）のとおり通知がありましたので了知いただきますようお願いいたします。
なお、各運輸支局あてに別紙のとおり通知していることを申し添えます。

別紙

事務連絡
令和4年2月17日

各運輸支局長 殿

自動車技術安全部長

「臨時休車に伴う運行管理者の選任の特例措置について」の一部改正について

標記について、自動車局安全政策課長から別添（令和4年2月17日付け、事務連絡）のとおり通知がありましたので了知いただきますようお願いいたします。
なお、関係事業者あてに別紙のとおり通知していることを申し添えます。

別添

事務連絡

令和4年2月17日

関東運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長

「臨時休車に伴う運行管理者の選任の特例措置について」の一部改正について

今般、「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置」に関する今後の運用方針について（令和4年1月31日付け、自動車局旅客課長事務連絡）において臨時休車の復活期限が令和6年3月31日までとされたことに伴い、「臨時休車に伴う運行管理者の選任の特例措置について」（令和3年12月9日付け、自動車局安全政策課長事務連絡）の3. 本取扱いの適用期間「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」とすることとしたので了知されたい。

なお、本事務連絡を一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会に通知していることを申し添える。

